

## 第 2 部 特別区・島しょ地域における精神保健福祉の動向

### 第 3 章 精神保健福祉関連の相談支援事業等

- 3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況
- 3-2 精神障害者を対象に含めた地域生活支援事業の実施状況
- 3-3 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施状況
- 3-4 精神障害者を対象に含めた住宅入居等の支援事業（居住サポート事業）等の実施状況
- 3-5 （1） 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業実施状況（令和2年度）
- 3-5 （2） 発達障害児者及び家族等支援事業の実施状況（令和2年度）
- 3-6 区市町村高次脳機能障害者支援普及事業実施状況（令和2年度）
- 3-7 社会福祉協議会における精神障害者を対象とした「日常生活自立支援事業（権利擁護）」及び「成年後見制度」に関する相談件数等（令和2年度）
- 3-8 東京都内における障害者虐待の状況（令和元年度）



### 3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法			相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託 その他	
千代田			○	平日の日中（8時30分～17時15分）のみ対応 その他：委託事業者は土曜日（10時～17時）も年末年始を除き開業、365日24時間電話対応
中央			○	平日の日中のみ対応 その他：委託事業者は火・金曜日、年末年始を除き開業
港			○	【直営】平日の8時30分～17時15分 （年末年始・祝日を除く） 【委託事業所】月曜～金曜 9時～20時 土曜・日曜 9時～17時 （休館日）12/29～1/3
新宿			○	指定相談支援事業者へ補助して実施 ＜直営＞平日8時30分～17時15分（年末年始・祝日を除く） ＜委託事業所＞9時～17時（年末年始を除く） ＜補助事業所＞ ①9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除く） ②9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く） ③9時～17時45分（土・日・祝日・8/13～8/15・年末年始を除く） ④平日10時～20時、土・祝日12時～19時（日・年末年始を除く）
文京				一般相談支援事業は地域活動支援センターの補助金に相談事業部分も含めて補助 緊急時相談支援事業は法人に委託 地域活動支援センター開所時間のみ対応（一般相談支援事業） 平日7時～10時、17時30分～22時 土日祝日7時～22時（緊急時相談支援事業）
台東		○		月～木 13時～19時 土・日 10時30分～17時30分 24時間対応可能（夜間は携帯電話で対応）
墨田		○		月・火・木～土の日中のみ対応
江東			○	区は平日の日中のみ、地域活動支援センター開所時間のみで対応（一般相談支援事業所）
品川			○	平日の日中
目黒		○		地域活動支援センターⅠ型への補助として実施 平日の日中のみ対応 その他：火曜～土曜の日中に対応
大田	○			地域活動支援センターに補助で実施 直営は平日の日中のみ対応。ただし障がい者総合サポートセンターのみ夜間（19時まで）・土日祝日（年末年始を除き8時30分から17時まで）の対応あり 指定相談支援事業者は曜日により異なるが平日日中及び一部夜間（19時30分まで）対応あり
世田谷		○		月～土曜日 8時30分～17時
渋谷			○	土日に実施している事業所あり
中野			○	基本的には平日の業務時間の対応になるが、夜間休日は区役所の夜間休日窓口からの電話転送により対応
杉並				区独自で障害者地域相談支援センターを3か所設置。それぞれ別な法人に委託している 障害者地域相談支援センター高円寺：祝日、年末年始を除いた火～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター荻窪：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター高井戸：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時（第3週のみ月曜定休・火曜開所）
豊島				指定相談支援事業者に補助で実施 事業所により異なる
北			○	平日の日中のみ対応（区直営） 月～金：10時～18時、土：10時～17時（委託先）
荒川			○	支援センターアゼリアは、年末年始と第3木の休館日を除く、土日・休日の9時～19時の対応
板橋			○	平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

### 3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法				相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託	その他	
練馬		○			平日9時～20時、土・日12時～20時
足立			○		指定管理者施設は年末年始と奇数月の第4日曜日を除く平日9時～20時、土日祝12時30分～20時（電話相談は21時まで） 区直営施設は年末年始を除く平日の日中のみ対応
葛飾		○			事業所により異なる
江戸川	○			地域活動支援センターで実施（補助）	直営 平日の日中のみ対応 その他（事業所により対応時間が異なる）
大島	○				平日の日中のみ対応
利島	○				平日の日中のみ対応
新島	○				平日の日中のみ対応
神津島	○				平日の8時30分から17時15分の間対応
三宅	○				平日の日中のみ対応
御蔵島	○				平日の日中のみ対応
八丈	○				平日の日中のみ対応
青ヶ島	○				平日の日中のみ対応
小笠原	○				平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

### 3-2 精神障害者を対象に含めた地域生活支援事業の実施状況

区・町村名	理解促進研修・啓発事業	自発的活動支援事業	相談支援事業		成年後見制度利用支援事業	日常生活用具給付等事業	移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業			その他の事業					
			基幹相談支援センター等 機能強化事業	(住宅入居等支援事業) (居住サポート事業)			個別支援型	グループ支援型	車両移送型	地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅢ型	日常生活支援			社会参加支援		
													福祉ホームの運営	生活訓練等	日中一時支援	スポーツ・レクリエーション 教室開催等	文化芸術活動振興	自動車運転免許取得
千代田	○	—	○	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	身体障害者のみ対象
中央	○	○	○		○	○	○			○					○	○		
港	○	○	○		○※1	○	○			○					○	○	○	○
新宿	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—
文京			○	○	○※1	○	○	○		○	○	○			○			
台東			○	△※2	○※1	○	○			○		○			○		○	
墨田	○	○	△		○	○	○			○					○			
江東	○	—	○	○	○	—	○	—	—	○	○		—	—	—	—	○	—
品川	○		○		○	○	○	○		○					○		○	
目黒	○	—	△	○※3	○※4	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
大田	○	○	○		○※1	○	○			○	○	○					○	
世田谷	○		○	○	○	○	○	—	—	○	○							○
渋谷	○		○		○※5		○	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—
中野	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○			○
杉並	○	○		○※3	○	○	○	—	—	—	—	○※6	—	—	○	△	○	○
豊島	○※7	○			○		○			○	○	○			○		○	
北	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○
荒川			○		○		○			○						○		
板橋	○		○		○	○	○			○	○				○	○	○	
練馬	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	身体障害者のみ対象
足立	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○※8	—	—	—	○	—	—
葛飾	○				○	○	○			○	○			○				
江戸川	○			○	○※9		○			○	○	○			○	○		

○：あり △：実施予定 —：予定なし 空欄：記入なし

※1 社会福祉協議会にて実施

※2 住宅課にて実施予定

※3 住宅課であっせん事業を実施

※4 権利擁護センターにて実施

※5 成年後見センターにて実施

※6 Ⅲ型は高次脳機能障害の方や身体の中途障害の方が対象。精神向けにはどの型にも属さない地活センターが1所あり。

※7 ふくし健康まつり、こころまつり

※8 高次脳機能障害対象 その他：基礎的事業のみ1か所

※9 社会福祉協議会にて実施

### 3-2 精神障害者を対象に含めた地域生活支援事業の実施状況

区・町村名	理解促進研修・啓発事業	自発的活動支援事業	相談支援事業		成年後見制度利用支援事業	日常生活用具給付等事業	移動支援事業			地域活動支援センター機能強化事業			その他の事業						
			基幹相談支援センター等 機能強化事業	(住宅入居等支援事業 (居住サポート事業))			個別支援型	グループ支援型	車両移送型	地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅢ型	日常生活支援			社会参加支援			
													福祉ホームの運営	生活訓練等	日中一時支援	スポーツ・レクリエーション 教室開催等	文化芸術活動振興	自動車運転免許取得 改造	
大島						○	○												
利島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新島	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	改造助成のみ
神津島						○	○					○							改造助成のみ
三宅	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
御蔵島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八丈					○	○	○				○					○			
青ヶ島			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小笠原			—	—	—	○	△	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○：あり △：実施予定 —：予定なし 空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

### 3-3 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施状況

区・町村	設置（予定）の時期	設置形態	人員体制（人）	配置職種					業務内容										
				相談支援専門員	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	その他	総合的な相談支援	専門的な相談支援	相談支援事業者への専門的指導・助言	研修会の企画・運営、事例検討会の開催	連携会議の開催	地域移行に向けた普及啓発	「コーディネート」体制整備に係わる	域生活支援のための	成年後見制度利用支援事業	障害者の虐待防止	
千代田	平成30年9月	委託 株式会社MOF	9	○	○	○	—	公認心理師、臨床心理士、看護師	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	
中央	平成26年10月	委託 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	4	○	○	○			○		○	○	○					○	
港	平成24年4月	区が直接運営	5	○	○	○	○		○	○	○	○			○			○	
新宿	平成24年4月	区が直接運営	27	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
文京	平成27年4月	委託	11	○	○	○		全国手話通訳検定1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
台東	平成28年1月	委託	7	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	
墨田	令和5年度設置予定			未定															
江東	未定																		
品川	平成25年4月	区が直接運営	10	○	○	○			○		○	○	○					○	○
目黒	令和3年4月1日	特養と施設入所支援等を整備運営する法人に委託する。	常勤2、非常勤1	社会福祉士（2名） 精神保健福祉士・保健師（1名）							○	○	○						○
大田	平成27年3月	大田区（東京都手をつなぐ育成会に部分委託）	16（兼務）	○	○	○	○	介護支援専門員	○	○	○	○	○	○	○	○			○
世田谷	平成24年4月	委託	4.5	○	○	○		介護福祉士	○	○	○	○	○	○	○			○	○
渋谷	平成31年1月	委託	8	○	○	○	○	作業療法士	○		○	○	○						○
中野	平成26年4月	区が直接運営	5	○	—	—	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並	令和3年4月	区が直接運営	8	○	○	○	○	福祉事務所ワーカー経験のある事務職	—	○	○	○	○	○	○	○		成年後見センターで実施	○
豊島	平成24年10月	区が直接運営	5（兼務5）	○	○	○			○	○		○							○
北	令和3年4月	委託	7	○	○	○		言語聴覚士、臨床発達心理士、公認心理師、介護福祉士、作業療法士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
荒川	令和2年11月	委託	5	○	○	○		ピアサポーター	○	○	○	○	○	区で実施	○	○		成年後見センターで実施	○
板橋	平成28年4月	指定管理（東京援護協会）	3	○	○	○		臨床心理士			○	○							

○：あり ー：なし 空欄：記入なし

### 3-3 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施状況

区・町村	設置（予定）の時期	設置形態	人員体制（人）	配置職種					業務内容									
				相談支援専門員	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	その他	総合的な相談支援	専門的な相談支援	相談支援事業者への専門的指導・助言	研修会の企画・運営、事例検討会の開催	連携会議の開催	地域移行に向けた普及啓発	「コーディネート」ネットワーク	地域生活支援のための体制整備に係わる	成年後見制度利用支援事業	障害者の虐待防止
練馬	平成27年4月	委託（社会福祉法人練馬区社会福祉協議会、社会福祉法人武蔵野会、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	6以上	○	○	○			○	○	○	○			○			○
足立	平成24年4月	区直営	5	○	○	○		PT	○	○	○	○	○					
葛飾	設置に向けて検討予定																	
江戸川	—	区が直接運営	3人以上兼務						○	○								○
大島	—																	
利島	—																	
新島	—																	
神津島	—																	
三宅	—																	
御蔵島	—																	
八丈	平成27年4月	町が直接運営	3						○	○	○	○		○			○	○
青ヶ島	—																	
小笠原	—																	

○：あり    —：なし    空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ    令和3年12月1日現在



3-4 精神障害者を対象に含めた住宅入居等の支援事業（居住サポート事業）等の実施状況

区・町村名	実施状況			実施方法		事業内容				居住支援を支えるための関係機関ネットワーク							
	実施している (開始年度)	実施 予定	実施 して ない	区町 村で 直営	相談支援事 業者に委託	その他	入居 支援	関係機 関によ るサ ポート 体制の 調整	住宅 セーフ ティ ネット 制度と の連携	その他	連絡会 議の設 置	連絡会 議等は 設置し ていな い	地域自 立支援 協議会 のサブ 協議会 の設置	住宅 セーフ ティ ネット 制度と の連携	その他		
千代田			○												居住支援協議会		
中央			○														
港			○								○						
新宿	平成18年10月					相談支援事業者(補助)	○	○	○						R2 居住支援協議会		
文京	平成26年4月 ※1					社会福祉法人本郷の森(補助)	○	○		入居後1年間の相談支援及び生活支援					居住支援協議会		
台東	令和2年4月～実施 (住宅課にて実施)			○													
墨田			○												○		
江東	平成30年度						○	○		○			○		○		
品川			○														
目黒	(1) 平成21年4月 (2) 平成27年4月 (3) 平成27年4月 (4) 令和2年4月			○			○			(1)家賃助成(1～3級)：民間賃貸住宅に居住する世帯に家賃の一部を助成する(所得制限等一定の資格要件あり) (2)民間賃貸住宅情報提供(1～3級)：毎年度4月1日現在、目黒区の住民登録者で住居を探す者に対して、協力団体から得た物件情報を提供する(自身で生活管理ができ、民間賃貸住宅での居住生活ができる者を対象とする) (3)(2)の制度の対象となった者で入居契約時に保証会社を利用した場合、新規契約時及び初回更新時の保証料の一部を助成する(所得制限あり) (4)(2)の制度の対象となった者で入居契約時に一定の条件を満たす保険等に加入した場合、新規契約時及び初回更新時の保険料等の一部を助成する(所得制限あり)		○					
大田			○												居住支援協議会		
世田谷	平成19年9月					(一財)世田谷トラストまちづくり	○	○		世田谷区保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度)※2					お部屋探しサポート※3		
渋谷			○								○						
中野	平成20年4月					特定非営利活動法人リトルポケット	○	○	○		○			○			
杉並			○								○						
豊島			○												居住支援協議会		
北			○								○						
荒川			○								○						
板橋			○								○	○		案内のみ			
練馬	令和元年6月			○		居住支援法人に委託	○		○					○	居住支援協議会		
足立	令和3年4月			○			○		○						居住支援協議会		
葛飾			○														
江戸川	平成22年4月					NPO法人つぼみ 学校法人滋慶学園 社会福祉法人ひらいらい ミナル	○	○			○						
大島			○								○						
利島			○								○						
新島			○								○						
神津島			○								○						
三宅			○								○						
御蔵島			○								○						
八丈			○								○						
青ヶ島			○								○						
小笠原			○								○						

○：あり △：実施予定 -：予定なし 空欄：記入なし

※1 文京区：文京区精神障害者単身生活サポート事業

※2 世田谷区：世田谷区保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度)…保証会社による金銭保証

※3 世田谷区：お部屋探しサポート…民間賃貸住宅の空き情報提供、居住支援協議会

3-5 (1) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業実施状況 (令和2年度)

区・町村名	実施の有無		実施方法			事業概要
	早 期 支 援 見	成 人 期 支 援	直 営	委 託	補 助	
千代田	○		○	○		保健所、児童家庭支援センター、子ども部、学校及び幼稚園、保育園等の連携を図り発達障害児の早期発見・早期支援体制を整備する。 【保健所】乳幼児健康診査 【児童家庭支援センター】児童療育事業（千代田区子ども発達センター）
中央	○		○			1目的 発達障害児の早期発見・早期支援に関する取組を支援すること。 2事業内容 専門のスタッフが必要に応じて相談を受け、指導を行っている。 ※専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等)
港	○		○	○		令和2年4月に児童発達支援センター（指定管理施設）を開設し、区単独事業として障害児及び障害の疑いがある児童に係る成長及び発達に関する相談、療育に関する相談並びに経過観察を行っています（総合相談）。
		○		○		発達支援センターのうち、大人の発達障害に関する相談窓口として「発達支援センター相談室」を運営しています。また、発達障害に関する啓発としての講演会や研修を開催します。 27年度からNPOに事業委託して児・者を対象とした「発達支援センター相談室」を開設し、医療相談、グループ活動、保護者交流会等実施しました。令和2年度から児の相談を「児童発達支援センター」に移したことにより、大人の発達障害に特化した相談窓口となりました。
新宿	○		○			1心身に障害のある子どもや発達に心配のある子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。 2医師・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士による医療相談を行い、必要に応じて適切な支援に繋げる。 3言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・心理士が、保育園・幼稚園・学校・児童館・学童クラブ・保健センター等の職員から発達障害児対応に関する電話相談を受け、助言・指導を行う。また必要に応じて相談のあった施設を訪問し、助言・指導を行う。 4言語聴覚士・作業療法士・理学療法士・心理士が、保育園・幼稚園・学校・児童館・学童クラブ・保健センター等の職員向けに、発達障害に関する講演会・研修等を実施する。
文京	○		○			関係機関によるネットワークを整備することにより、障害の早期発見・早期療育を図り、発達障害児等とその家族に対して効果的な支援を行った。
台東	○		○			年々増加傾向にあるADHDやLD等の発達障害児に対する支援策として、早期発見、保護者の理解、直接処遇する職員のスキルアップ、情報の共有化等が重要であることから、保健、福祉、教育等の関係機関で構成する「総合発達支援体制庁内検討会」において啓発活動を実施する。 さらに日本堤子ども家庭支援センターに心理相談職員を配置し、発達障害に対する相談機能の充実や保育園・幼稚園等への支援体制の強化を推進する。また、松が谷福祉会館で、保育園、幼稚園、こどもクラブ等への定期あるいは随時巡回訪問・巡回研修を行い、児童の発達に応じた専門相談も実施。
			○	○		18歳以上の発達障害者またはその疑いがある者に対する (1) 集団指導 (2) 個別指導 (3) 家族連絡会
墨田						
江東						
品川		○		○		発達障害者の社会での自立生活の基盤づくりとして、発達特性に対する自己理解促進のための事業（発達障害に関する相談事業、自己認知支援プログラム、就労準備プログラム等）および当事者同士の交流の場（居場所支援）を設け、対人関係に特有の困難を抱えやすい当事者たちの自己肯定感を育みながら社会適応力を高めていく。 また、発達障害そのものの理解促進があってこそその基盤整備となるため、合わせて啓発事業等として、講演会や研修を開催している。
目黒	○		○	○		相談支援、当事者支援、家族支援、啓発事業を事業の柱とする発達障害支援拠点を平成30年4月に開設し、児童から成人までを対象とする発達障害に特化した支援を実施する。そのほか、地域に発達障害を理解する人を増やすための発達サポーター養成講座を開催する。 これらの総合的な発達障害支援事業の実施により、発達障害児者の早期支援、地域における理解促進及び支援力向上を目指す。
		○		○		相談支援、当事者支援、家族支援、啓発事業を事業の柱とする発達障害支援拠点を平成30年4月に開設し、児童から成人までを対象とする発達障害に特化した支援を実施する。 総合的な発達障害支援事業の実施により、発達障害児者の早期支援、地域における理解促進及び支援力向上を目指す。

3-5 (1) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業実施状況 (令和2年度)

区・町村名	実施の有無		実施方法			事業概要
	早 期 支 援 見	成 人 期 支 援	直 営	委 託	補 助	
大 田	○			○		発達障がい児支援拠点としてこども発達センターわかばの家にて以下の事業を実施する。 (1)発達障がい児支援拠点としての事業 ア 専門相談 イ 関係機関との連絡調整及びネットワーク事業 ウ 関係機関職員向け講演会及び区民向け講演会 (2)療育支援 (個別・グループ訓練事業) (3)就園先での訪問指導
	○		○			平成25年度から実施している発達障がいに関する事業を2年度も実施する。 ①発達障がいに関するシンポジウム開催 ②発達障がい啓発用パンフレットの送付 ③サポートブックかけはしの作成 ④発達支援応援フェアの開催
		○		○		発達障がい者支援の拠点として障がい者総合サポートセンターにて以下の事業を実施する。 (1)専門家を活用した相談 (臨床発達心理士) (2)社会参加の訓練 自立訓練 (生活訓練)、障がい者就労支援センター (3)関係機関との連絡調整 (医療機関、教育センター、ハローワーク 生活再建・就労サポートセンター、保健所、福祉事務所) (4)人材育成事業 (集団研修、支援者に対するスーパーバイズ)
世 田 谷	○			○		知的に遅れのない発達障害児の支援を推進するため、中核的な拠点施設として『世田谷区発達障害相談・療育センター (愛称“げんき”)』を平成21年4月1日に開設。“げんき”では、区民を対象に、本人や家族、関係機関 (保育園、幼稚園、学校等) からの発達障害に関する相談、18歳未満の児童への療育 (指導、訓練)、地域支援 (障害理解促進、関係機関 (保育園、幼稚園、学校等) への相談支援等) を実施。 ※療育については、児童発達支援・放課後等デイサービスにより実施しているため補助対象外。保育園等への巡回支援についても地域生活支援事業であるため包括補助の対象外とする。
		○		○		(1)知的、身体、精神の三障害に比べ支援の取り組みが遅れていた成人期の知的な遅れを伴わない発達障害者に対する支援について、平成24年度より、相談支援、地域生活支援、就労支援等の各取り組みを試行的に実施し、支援のあり方について検討・検証を行った。試行を通し、有効な支援手法や潜在的ニーズの存在が明らかとなってきたことから、平成27年3月より、専ら発達障害を対象とする障害者就労支援センターに位置づけ本格実施するとともに、機能の一部について法内化を行い、民間による自主的な運営を進める。 (2)発達障害は、その特性が見た目には分かりづらいため、周囲からの誤解やいじめ・からかい等の対象となりやすく、当事者中には社会からの孤立感や疎外感を抱えている少なくない。また、そうした迫害的な体験から、経験不足や自己肯定感の低下など、社会的な自立に必要なスキルや意欲が乏しい当事者も多い。こうした生きづらさを抱える高校・大学時代の発達障害者を対象に、「まなび」「しごと」「あそび」の切り口によるプログラムをピアサポートの手法により実施し、様々な体験を通して、社会的な自立に向けた準備を行う場所「みつけばルーム」を開設する。
渋 谷	○		○			平成21年2月から、子ども発達相談センターとして事業開始。 ①子ども発達相談・家族支援 ②であいグループ ③親子教室こあら ④訪問相談 ⑤関係機関との連携及びライフステージに応じた支援の継続 ⑥児童発達支援利用手続き支援 ⑦利用者の兄弟姉妹預かりの実施、さらに、⑧平成27年度から渋谷区未就学児通所施設巡回訪問相談支援事業として、臨床心理士等の専門巡回チームによる発達・行動が気になる子の行動観察、園への指導・助言、定期的なモニタリング・評価を区内全ての保育園、幼稚園等の未就学児通所施設 (私立保育園等は要望のあった施設のみ) で実施した。
中 野	○			○		中野区の関連部所参加の会議 (発達障害者支援推進会議) で策定した早期発見・早期支援のための支援ルールに基づき、関係機関連携の下、役割分担を行い、支援対象児の情報集約、各種支援 (相談支援、学校巡回、指導など)、ライフステージに応じた一貫した支援の企画調整・進行管理、啓発事業、関係職員のスキルアップなどを行う。 平成24年度からは支援ルールにより送りケース会議・支援計画会議を行ってきた児童が小学校6年生に進級したことから、中学校進学後の支援継続に向けて中学校への送りを実施し、また、発達支援推進会議では思春期の本人相談等の仕組みづくりの検討や、年齢到達 (18歳) に伴うケース引継ぎルールの策定などを行う。
杉 並	○		○	○		(1)発達障害児専門相談 3~5歳児を対象とし、専門医師・心理職が診察や検査を通して子どもの様子を拝見し、療育機関への橋渡しを行う。実施にあたり区内保育園・幼稚園に相談案内チラシ及び申込票を設置し、必要に応じて園から相談を促してもらう。相談時の様子は、保護者の同意を得て園にフィードバックし、園での対応の参考にしてもらう。 (2)学齢時発達障害児支援 1 専門相談：学齢時を対象とし、心理職や作業療法士が検査を通して子どもの様子を拝見し、ニーズに応じた機関への橋渡しを行う。 2 発達支援事業：小学1~3年生を対象とし、社会性、コミュニケーションの発達や学習面の理解を促す指導をグループまたは個別に実施する。事業は区が委託した事業所により実施する。
		○	○			社会資源の少ない青年期・成人期の発達障害の方に対して、専門プログラムや当事者活動の場を提供することにより、社会に適応する力を養い安定した地域生活が送れるよう支援する。あわせて、家族に対しても障害理解を深め、家庭内において適切な対応ができるよう支援する。

3-5 (1) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業実施状況 (令和2年度)

区・町村名	実施の有無		実施方法			事業概要
	早 期 支 援 見	成 人 期 支 援	直 営	委 託	補 助	
豊 島	○		○			<p>子ども家庭支援センターが拠点となり、以下の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達相談事業（パオパオ）（平成13年度より実施） 「子どもの発達に関して心配なことがある保護者が子どもと一緒に遊びながら相談ができる場所」として親子遊び広場で実施している。月1回PT・心理士・心理職・子ども家庭支援ワーカーが対応している。</li> <li>パオパオからの相談を経て、心理相談の継続・心理指導や他職種への紹介等を心理職として日常の業務の中で行っている。</li> <li>池袋保健所共催の事業（親子遊び教室 ことばの遅れや対人関係など発達面に課題を抱えている児童とその保護者対象）にOT・子ども家庭支援ワーカーを出張させて、相談を受けネットワークを強化していく。＜子ども家庭支援ワーカー（毎月）・OT（3か月に1回）＞</li> <li>関係機関向け講座の実施 子育て支援事業のネットワーク強化などのため専門相談員が実施している。（OTなど年3回程度）</li> <li>出張発達相談事業（あそんで相談ことばとからだ）（平成27年度より実施） センターまで来所できない親子のためにパオパオの内容を地域の区民ひろばにて実施する。年間40回、14か所の区民ひろばにて実施。PT・ST・心理士・心理職・子ども家庭支援ワーカーが対応している。</li> <li>発達支援事業 相談フォローグループ（たまごグループ）（平成29年度より実施） 発達に課題がある子と不安を抱える保護者の相談フォローグループ。保健所からの連携ケースや療育候補のケースなど支援していく。月2回の頻度で6回まで参加。子ども家庭支援ワーカー、心理職が対応している。</li> </ul>
			○	○	○	○
北	○		○			<p>発達課題の早期発見・早期療育の重要性を鑑み、区内居住の小学校就学前の発達に課題を有する乳幼児への発達に関する相談を行うとともに、継続相談において専門医や言語聴覚士などによる専門相談、また療育的支援の必要性に応じて、療育施設にコーディネートする役割や関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>また、区内の私立幼稚園において、子どもの成長、集団活動に課題があり、集団生活において配慮が必要な乳幼児教育の向上を図るため、携わる幼稚園教諭に対し適切な指導ができる巡回指導員（臨床心理士）を派遣し指導・助言を実施。</p>
荒 川						
板 橋	○		○	○		<p>(1) 目的 発達障がい児の早期発見・早期支援 発達障がい児支援体制の整備及び推進 (2) 対象者 板橋区在住で、発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び概ね15歳までの児童とその保護者等 (3) 委託事業内容 ①専門相談：発達障がいに関する専門相談 ※27年度より出張専門相談を実施 ②個別支援：親支援事業（ペアレントトレーニング等）・個別支援調整会議（関係機関） ③地域支援：支援者研修・地域連携推進会議（関係機関） ④その他 乳幼児発達検診等 (4) 配置専門職 医師・心理・SW・OT・ST等</p>
			○	○		<p>概ね16歳以上の発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与する理念に基づき、発達障がい者に対する相談支援機関の設置により、ライフステージに合わせた支援体制の整備を推進し、利用者が安定した日常生活及び社会生活が送れるよう、発達障がい者支援事業を実施する。</p>
練 馬	○			○		<p>練馬区立こども発達支援センターにおいて、区内の発達の遅れや障害のある乳幼児を対象に、専門医（児童精神科、小児神経科）、心理士等による相談・判定・指導・訓練を体系的に実施する。また、保育士、心理士、言語聴覚士、作業療法士等を配置した発達支援事業（個別支援、0歳児超早期支援事業、発達サポート広場）を実施する。</p>

3-5 (1) 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業実施状況 (令和2年度)

区・町村名	実施の有無		実施方法			事業概要
	早 期 支 援 見	成 人 期 支 援	直 営	委 託	補 助	
足立	○		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・気づきのしくみを実施する。 保育現場に専門職を派遣し、4歳児の行動観察を行う。 座談会や個別面談を通じて、保護者に気づきを促すしくみを実施する。 就学を見据えた早期支援につなげる。</li> <li>・相談機能の充実を図る。</li> <li>・保育園、幼稚園、学校等の地域支援体制の充実を図る。 (専門職派遣・専門研修・発達支援コーディネーター育成・発達支援委員会の実施)</li> </ul>
		○	○			<p>総合的な支援体制を幼児期から就学期、成人期のライフスタイルに沿って継続的に進め、切れ目のない体制を構築するため以下に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①相談評価に対する心理士、作業療法士の雇用。</li> <li>②足立区発達障がい者支援機関ネットワークを再構築する。</li> <li>③アセスメントシート、相談支援手法を構築する。</li> <li>④就労支援プログラムを作成する。</li> <li>⑤地域支援体制を構築する。(支援者向け研修、ワークショップ、区民向け講座、家族支援(家族向けワークショップ))</li> <li>⑥発達障がい児(者)支援の専門機関と協力し、継続的な相談支援体制を協働で構築する。</li> </ol>
葛飾	○		○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に障がいを持ち、指導・訓練を必要とする児童もしくはその疑いがある児童が在籍する幼稚園・保育園・学童保育クラブなどに子ども家庭支援課職員や専門家が訪問し、施設職員に対して発達や障害に対応した療育上必要な助言・指導を行い、児童の発達を促すことにより児童福祉の増進を図る。また、発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始できるようにする。</li> <li>・児童館職員・学童保育クラブ職員を対象に、事例を挙げて障害児対応方法についての研修会を実施する。相談支援として、発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始できるようにする。また、障害児の公立学童保育クラブ入会について、専門家を交え入会の可否を決定する判定委員会を実施する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達相談 子ども総合センター 専門非常勤職員(週4日30時間)：発達支援専門員(心理・言語・福祉)13.6名 ※定員管理台帳人数による。</li> <li>2 巡回指導 保育園・幼稚園 指導員4名：実施回数78回 学童保育クラブ 指導員4名：実施回数49回予定 (内訳 公立学童20回、私立学童29回)</li> <li>3 児童館・学童保育クラブ職員研修・検討会 実施回数1回予定(公立学童)</li> <li>4 児童館・学童保育クラブ入会判定委員会 実施回数1回予定(公立学童)</li> </ol>
江戸川	○		○	○		<p>【福祉部】 心理士、教員及び保育士による発達障害に関する相談(電話、来所、訪問及び出張)、助言、ケースワーク等を実施した。</p> <p>【健康部(発達障害支援の拠点の設置)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①発達相談(子ども発達相談)平成22年度新規事業 区内幼稚園・保育園などの集団保育機関や直接区民からの相談により子どもの発達障害について、早期発見と継続相談を心理相談員・保健師とともに行った。会場：各健康サポートセンター(月1回×8所)</li> <li>②1歳6か月児歯科健康診査心理相談 平成26年度拡充事業 集団健診における発達障害児の早期発見の充実を図るため、M-CHAT(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)短縮版を追加し、保護者の発達障害への理解と気づきを促し、スクリーニングされた児の行動観察を心理相談員と保健師により実施した。会場：各健康サポートセンター(月1~2回×8所)</li> <li>③1歳6か月児心理経過観察心理相談 平成26年度拡充事業 集団健診からスクリーニングされた児に対し、心理相談員と保健師による継続相談を行い、保護者の気づきの支援と療育施設や専門相談などの早期支援が受けられるよう関係機関との連絡調整を図った。会場：各健康サポートセンター(月1~2回×8所)</li> <li>④発達障害職員研修会 平成24年度新規事業 ※令和2年度は中止した。</li> </ol>
大島						
利島						
新島						
神津島						
三宅						
御蔵島						
八丈						
青ヶ島						
小笠原						

資料：東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

3-5 (2) 発達障害児者及び家族等支援事業の実施状況（令和2年度）

	実施方法		事業実施区分				事業委託の有無	委託先団体名	事業内容等
	補助	直営	ペアレントメンター養成等事業	家族のスキル向上支援事業	ピアサポート推進事業	その他の本人・家族支援事業			
千代田									
中央									
港									
新宿		○	○				無	—	1 養成研修 ① 基礎講座 ペアレントメンターとは ② 基礎講座 相談の技術と基礎知識 ③ 基礎・応用研修 ロールプレイ(実技研修) 2 フォローアップ研修 ① 実施回数 1年に1回 ② 実施の方法 活動の振り返り、ロールプレイ(実技研修)等 ③ 他区の実施状況：外部講師（養成講座同時実施）
文京									
台東		○		○			無	—	ペアレントプログラムの実施
墨田									
江東									
品川				○			有	NPO法人パルシ	ペアレントトレーニングの実施
						○	有	NPO法人パルシ	1 思春期相談支援 保護者相談・本人相談 2 本人活動支援 思春期SSTグループ、個別支援他 3 ペアレントトレーニング事業運営
目黒					○		有	社会福祉法人清峰会	1 発達障害支援事業（委託） ① 当事者支援 支援員のもと、課題や本人の希望に応じたグループ活動を実施。仲間づくりの機会、居場所の提供 ② 家族支援 学習会や座談会を通じて家族が直面する課題や悩みを共有する場を提供する。 2 発達障害児者相談員謝礼 当事者の家族を相談員に委嘱し、発達障害に関する区民からの相談に応じる。
大田									
世田谷			○				有	社会福祉法人トボスの会	親の会とのネットワーク構築に向けた連絡会の開催、ペアレントメンターに関する学習会の開催等
				○			有	社会福祉法人トボスの会	ペアレントプログラムの実施
					○		有	NPO法人東京都自閉症協会	世田谷区内公共施設において、発達障害特性のある小学校高学年から中学生世代の児童を対象としたワークショップ（軽作業等）を実施。発達障害当事者スタッフによるピアサポート事業として運営している。別室では参加児童の保護者の茶話会を実施した。
渋谷									
中野			○				有	NPO法人わかみやクラブ	茶話会(グループ相談)、ミニ講座、企画講座、養成研修、フォローアップ研修、事業活動体制の整備・啓発、個別相談
杉並				○			有	一般社団法人福祉芸術支援協会NPO法人アスペルデル会の会	ペアレントプログラムの実施
豊島									
北									
荒川		○		○			無	—	ペアレントトレーニングの実施
板橋									
練馬									
足立			○				有	一般社団法人ねっとワーキング	・ペアレントメンター養成研修 ・フォローアップ研修 ・個別・グループ相談 ・ペアレント・メンター運営委員会の開催 ・サポートブック作成、啓発活動 など ・ペアレントメンターコーディネーターの配置
葛飾									
江戸川									
大島									
新島									
神津島									
三宅									
御蔵島									
八丈									
青ヶ島									
小笠原									

資料：令和元年度の地域生活支援事業実績報告、東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課、令和4年1月30日作成

### 3-6 区市町村高次脳機能障害者支援普及事業実施状況（令和2年度）

区・町村名	実施状況				
	相談支援	関係機関との連携	社会資源の把握・開拓	広報普及啓発	その他
千代田					
中央	○	○	○	○	・講演会の開催(年2回) ・交流会の開催(年4回) ・連絡会の開催(年2回)
港	○	○	○	○	・定期相談会の開催(月1回)
新宿	○	○	○	○	・連絡会の実施(年3回) ・居場所づくり事業の実施(年1回)
文京					
台東	○	○	○	○	・個別相談の実施
墨田	○	○	○	○	・グループ訓練(週1回) ・講演会の開催(年1回)
江東	○	○	○	○	・当事者・家族交流会の実施(月1回) ・リハビリ事業(月2回) ・講演会の開催(年1回)
品川	○	○	○	○	・支援者養成講習の実施
目黒	○	○	○	○	・研修会の開催 ・サポーター養成研修の実施
大田	○	○	○	○	・高次脳の方対象プログラムの実施 ・出張出前講座の実施
世田谷	○	○	○	○	・病院入院中から在宅に向けた取り組み ・復職相談・支援の実施 ・連絡会の実施
渋谷					
中野	○	○	○	○	・グループリハビリ・家族会への支援(週1回) ・セミナーの開催
杉並	○	○	○	○	・講演会の開催(年2回) ・関係機関連絡会の開催(年1回) ・家族交流会の開催(年2回)
豊島	○	○	○	○	・講演会・セミナーの開催 ・関係機関連絡会(年1回)
北	○	○	○	○	・高次脳機能訓練(年104回) ・家族会・家族教室の開催(年4回) ・高次脳機能障害訓練医師の相談(年4回) ・講演会の開催(年2回)
荒川	○	○	○	○	・社会生活訓練の実施 ・当事者・家族・関係機関向け啓発活動の実施
板橋	○	○	○	○	・関係機関との連絡会 ・障がい者週間のイベント時に普及啓発の実施
練馬	○	○	○	○	・講演会の開催 ・高次脳支援連絡会の実施(年3回)
足立	○	○	○	○	・高次・若者グループ支援(月1回) ・ピアサポート事業の実施(月1回)
葛飾	○	○	○	○	・高次脳機能障害デイサービスの実施(週3回) ・言語デイサービスの実施(週2回) ・家族会支援の実施(年6回) ・家族会ミニサービス(月1回) ・失語症の会(月2回)
江戸川	○	○	○	○	・集団訓練の実施(認知機能・就労支援) ・家族相談会の実施(年6回) ・普及啓発講演会の開催
大島					
利島					
新島					
神津島					
三宅					
御蔵島					
八丈					
青ヶ島					
小笠原					

資料：東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

3-7 社会福祉協議会における精神障害者を対象とした「日常生活自立支援事業（権利擁護）」及び「成年後見制度」に関する相談件数等（令和2年度）

区・町村名	相談窓口	日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する相談			成年後見制度に関する相談		
		相談延べ件数	うち精神障害者の相談件数	精神障害者の契約件数	相談延べ件数	うち精神障害者の相談件数	申し立て件数
千代田	ちよだ成年後見センター	9,351	1,693	10	130	20	4
中央	成年後見支援センター「すてっぷ中央」	3,103	174	3	989	100	不明
港	成年後見利用支援センター「サポートみなと」	1,390	139	6	3,463	343	不明
新宿	新宿区成年後見センター	4,006	475	21	3,019	不明	不明
文京	権利擁護センターあんしんサポート文京	1,384	不明	13	775	不明	不明
台東	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 台東区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん台東」 成年後見制度： 台東区福祉部福祉課・台東区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん台東」	3,810	747	1	936	100	不明
墨田	すみだ福祉サービス権利擁護センター	2,491	336	13	898	不明	不明
江東	江東区権利擁護センター「あんしん江東」	7,692	709	10	1,338	110	5
品川	品川成年後見センター	0	0	0	919	不明	不明
目黒	権利擁護センター「めぐろ」	1,533	72	2	504	24	不明
大田	おおた成年後見センター	238	30	3	2,623	301	4
世田谷	世田谷区社会福祉協議会成年後見センターえみい	124	7	2	1,365	不明	不明
渋谷	渋谷区成年後見支援センター	1,425	281	4	503	27	不明
中野	日常生活自立支援事業（権利擁護）： アストなかの（権利擁護事業） 成年後見制度： 中野区成年後見支援センター	205	16	2	321	32	不明
杉並	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 杉並区社会福祉協議会あんしんサポート係 成年後見制度： 公益社団法人杉並区成年後見センター	6,800	609	22	3,431	624	不明
豊島	豊島区民社会福祉協議会 福祉サービス権利擁護支援室サポートとしま	4,188	746	10	552	不明	不明
北	権利擁護センター あんしん北	4,935	721	7	1,483	119	不明
荒川	あんしんサポートあらかわ	4,298	541	0	440	39	1
板橋	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会権利擁護 いたばしサポートセンター	1,327	359	12	2,260	202	不明
練馬	権利擁護センター「ほっとサポートねりま」	13,686	2,462	24	1,861	268	不明
足立	権利擁護センターあだち	1,499	478	12	1,815	238	不明
葛飾	葛飾区社会福祉協議会葛飾区成年後見センター	1,206	129	1	812	131	不明
江戸川	安心生活センター・安心生活センター鹿骨分室	266	40	17	646	39	5

一：該当なし 空欄：記入なし



3-7 社会福祉協議会における精神障害者を対象とした「日常生活自立支援事業（権利擁護）」及び「成年後見制度」に関する相談件数等（令和2年度）

区・町村名	相談窓口	日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する相談			成年後見制度に関する相談		
		相談延べ件数	うち精神障害者の相談件数	精神障害者の契約件数	相談延べ件数	うち精神障害者の相談件数	申し立て件数
大 島	社会福祉法人大島社会福祉協議会	5	0	0	0	0	0
利 島	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 社会福祉法人利島村社会福祉協議会 成年後見制度： 利島村住民課	0	0	0	0	0	0
新 島	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 新島村社会福祉協議会 成年後見制度： 新島村役場民生課	0	0	0	0	0	0
神 津 島	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 神津島村社会福祉協議会 成年後見制度： 神津島村役場福祉課	0	0	0	0	0	0
三 宅	三宅島社会福祉協議会	686（成年後見制度に関する相談と一部重複）	113（成年後見制度に関する相談と一部重複）	1	不明	不明	1
御 蔵 島	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 御蔵島社会福祉協議会 成年後見制度： 御蔵島村役場	0	0	0	0	0	0
八 丈	社会福祉協議会事務局	0	0	0	0	0	0
青 ヶ 島	青ヶ島村社会福祉協議会	0	0	0	0	0	0
小 笠 原	日常生活自立支援事業（権利擁護）： 小笠原村社会福祉協議会事務局 成年後見制度： 小笠原村役場	1	0	0	0	0	0

—：該当なし 空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

### 3-8 東京都内における障害者虐待の状況（令和元年度）

\* 令和2年度全国版の公表（厚生労働省作成）が例年と比べ遅れているため、東京都における障害者虐待の状況は令和2年度の情報を掲載できません。公開後に中部総合精神保健福祉センターのホームページに掲載いたします。

#### 1 概要（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

##### (1) 相談・通報・届出の状況

(単位：件)

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待 【東京労働局】	合計
相談・通報・届出件数	349	276	91	716
虐待を受けたと判断された事例数	117	37	36	190

※ 「障害者福祉施設等従事者による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」の「虐待を受けたと判断された事例数」は、都内の施設・事業所等に関する事例である。

※ 「養護者による障害者虐待」及び「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」について  
 ・「相談・通報・届出件数」は、区市町村及び都における受付件数であり、同一事例について重複している場合がある。  
 ・「虐待を受けたと判断された事例数」は、平成30年度中に相談・通報・届出を受け、令和元年度に虐待と判断した事例を含む。

※ 「使用者による障害者虐待」  
 ・「相談・通報・届出件数」及び「虐待を受けたと判断された事例数」は、東京労働局における対応件数である。  
 ・なお、区市町村及び都における相談・通報・届出件数は、62件である（同一事例について重複している場合がある）。  
 ・「虐待を受けたと判断された事例数」は、「相談・通報・届出件数」91件のうち、令和元年12月現在、虐待と判断した事例である。

##### (2) 虐待を受けたと判断された事例における虐待行為の類型

(単位：件)

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待 【東京労働局】	合計
身体的虐待	75	21	2	98
性的虐待	3	3	0	6
心理的虐待	26	15	4	45
放棄・放置（初以外）	28	4	1	33
経済的虐待	21	2	30	53

※ 1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型があった場合も含んでいるため、合計件数は「虐待を受けたと判断された事例数」と一致しない。

### 3-8 東京都内における障害者虐待の状況

#### 2 養護者による障害者虐待についての対応状況

##### (1) 相談・通報・届出者（重複あり）

	相談・通報・届出件数	総数（合計件数）	相談・通報・届出者の内訳														
			本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該区市町村行政職員	従事者等	介護保険法に基づく居宅サービス事業等	成年後見人等	その他
件数	349	358	65	23	22	0	25	0	26	96	0	29	39	12	1	10	10
構成割合（%）	100.0	—	18.6	6.6	6.3	0.0	7.2	0.0	7.2	27.5	0.0	8.3	11.2	3.4	0.3	2.9	2.9

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報・届出件数349件と一致しない。

※ 構成割合は相談・通報・届出件数349件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、福祉関係機関であった。

##### (2) 事実確認の状況

	件数	構成割合（%）
事実確認調査を行った事例	286	80.6
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	117	(33.0)
虐待ではないと判断した事例	89	(25.1)
虐待の判断に至らなかった事例（何らかの問題はあるが虐待の事実は確認できなかった）	80	(22.5)
事実確認調査を行っていない事例	69	19.4
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	40	(11.2)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の可否を検討中の事例	10	(2.8)
他部署等への引継ぎ	19	(5.4)
合計	355	—

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数349件と、前年度区市町村が検討中とした6件を加えた355件に対するもの。

##### (3) 事実確認の方法

	件数	構成割合（%）
立入調査（法第11条） <u>以外</u> の方法により事実確認を行った事例	276	96.5
訪問調査により事実確認を行った事例	149	(52.1)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	127	(44.4)
立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例	10	3.5
警察が同行した事例	2	(0.7)
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	8	(2.8)
合計	286	—

### 3-8 東京都内における障害者虐待の状況

#### 3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

##### (1) 相談・通報・届出者（重複あり）

	相談・通報・届出件数	総数（合計件数）	相談・通報・届出者の内訳																						
			本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所サービス管理責任者	当該施設・事業所サービス提供責任者	当該施設・事業所児童発達支援管理責任者	その他の当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該区市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明
件数	276	283	29	36	13	0	1	0	14	47	10	0	1	54	10	1	2	12	19	3	0	0	0	18	13
構成割合 (%)	100.0	—	10.5	13.0	4.7	0.0	0.4	0.0	5.1	17.0	3.6	0.0	0.4	19.6	3.6	0.4	0.7	4.3	6.9	1.1	0.0	0.0	0.0	6.5	4.7

- ※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報・届出があった場合又は複数の区市町村が関与した場合は、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報・届出件数276件と一致しない。
- ※ 構成割合は、相談・通報・届出件数276件に対するもの。
- ※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員であった。

##### (2) 事実確認の状況（重複あり）

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	252	86.0
虐待の事実が認められた事例	53	(21.0)
虐待の事実が認められなかった事例	125	(49.6)
虐待の判断に至らなかった事例	74	(29.4)
事実確認調査を行っていない事例	41	14.0
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	13	(31.7)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	16	(39.0)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0)
その他	12	(29.3)
合計	293	—

- ※ 1件の事例に対し、複数の区市町村が関与した場合、重複して計上されている。
- ※ 構成割合は、相談・受付・届出件数（区市町村が直接受け付けた件数257件、都道府県から区市町村へ連絡された件数33件（同一事例で複数の区市町村に連絡された事例件数を含む）、前年度、区市町村において検討中とした事例3件）の合計件数293件に対するもの。
- ※ 括弧内の構成割合は、事実確認を行った事例252件及び事実確認調査を行っていない例41件に対するもの。
- ※ 事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」53件は、他道府県にある施設・事業所の事例も含む。

### 3-8 東京都内における障害者虐待の状況

#### (3) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（重複あり）

対応状況		件数
区市町村による対応	施設・事業所に対する指導	23
	改善計画等徴収	29
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	12
	その他	0
都が講じた措置	施設・事業所に対する指導	15
	改善報告等徴収	5

※ 1件の事例に対し、複数の対応が図られた場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例数37か所と一致しない。

#### 4 使用者による障害者虐待についての対応状況

##### (1) 相談・通報・届出者の状況

	相談・通報・届出件数	相談・通報・届出者の内訳																
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	就業・生活支援センター	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明
件数	62	36	4	1	0	1	0	3	2	4	1	2	0	2	0	0	3	3
構成割合 (%)	—	58.2	6.5	1.6	0.0	1.6	0.0	4.8	3.2	6.5	1.6	3.2	0.0	3.2	0.0	0.0	4.8	4.8

※ 構成割合は、相談・通報・届出件数62件に対するもの。

- (2) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について  
 事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が5か所（東京労働局においても重複して案件を把握したものも含む）あった。それに対し、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が31か所あった。

### 3-8 東京都内における障害者虐待の状況

#### 5 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	54	8
	構成割合(%)	87.1%	12.9%
住民への通報義務の周知	区市町村数	51	11
	構成割合(%)	82.3%	17.7%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	区市町村数	51	11
	構成割合(%)	82.3%	17.7%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修(都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。)	区市町村数	51	11
	構成割合(%)	82.3%	17.7%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓発活動	区市町村数	40	22
	構成割合(%)	64.5%	35.5%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法についての周知	区市町村数	49	13
	構成割合(%)	79.0%	21.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	区市町村数	10	52
	構成割合(%)	16.1%	83.9%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。)	区市町村数	33	29
	構成割合(%)	53.2%	46.8%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体制強化	区市町村数	39	23
	構成割合(%)	62.9%	37.1%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	区市町村数	29	33
	構成割合(%)	46.8%	53.2%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	区市町村数	26	36
	構成割合(%)	41.9%	58.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	区市町村数	39	23
	構成割合(%)	62.9%	37.1%
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	区市町村数	46	16
	構成割合(%)	74.2%	25.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	区市町村数	39	23
	構成割合(%)	62.9%	37.1%
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	区市町村数	25	37
	構成割合(%)	40.3%	59.7%
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成	区市町村数	41	21
	構成割合(%)	66.1%	33.9%
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	区市町村数	8	54
	構成割合(%)	12.9%	87.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない。例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	区市町村数	32	30
	構成割合(%)	51.6%	48.4%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	区市町村数	14	48
	構成割合(%)	22.6%	77.4%

引用文献： 令和元年度 都内における障害者虐待の状況(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

## 第 2 部 特別区・島しょ地域における精神保健福祉の動向

### 第 4 章 精神障害者の地域生活への移行及び地域支援体制の整備

4-1 連携体制について①

4-1 連携体制について②

4-2 相談支援について

4-3 地域生活支援等について

4-4 地域移行・地域定着に関する担当窓口





## 4-1 連携体制について①

区・町村名	連携体制について			
	生活保護精神障害者退院促進事業をはじめとした庁内関連部署との連携		都の「精神障害者地域移行体制整備支援事業」との連携	
	取組状況	内容	取組状況	連携の状況
千代田	○	個別のケース毎に連携している。	○	個別のケース毎に相談・連携 圏域別会議・連絡会への出席
中央	○	個別ケースごとに連携している。		
港	○	個別のケースごとに連携	○	個別のケースごとに連携
新宿	○	個別のケースごとに連携	○	個別のケースごとに連携
文京	○	庁内関連部署（生活福祉課、保健サービスセンター、障害福祉課、文京区障害者基幹相談支援センター、高齢福祉課）との定期的な会合を開催	○	地域移行コーディネーターとの意見交換・助言 圏域別会議・研修への参加
台東	○	個別ケースごとに連携	○	地域移行コーディネーターとの意見交換・助言
墨田			○	地域移行コーディネーターとの意見交換・助言
江東	○	個別のケースごとに連携	○	個別のケースごとに連携
品川			○	個別のケースごとに連携
目黒	○	生活福祉課・地域活動支援センターセサミ・保健所とのカンファレンス	○	連絡会・研修会等での意見交換、情報交換
大田			○	地域移行コーディネーター等との情報交換・研修企画会議への参加依頼
世田谷	○	年1回の地域移行部会で実施	○	年1回の地域移行部会で実施
渋谷	○	個別ケースごとに連携している。	○	自立支援協議会精神ネットワーク会議（年1回）で実施
中野	○	平成22年度より中野区生活保護精神障害者退院促進事業開始	○	地域移行に関する専門的な助言や連絡会へ参加依頼。圏域別会議・研修への参加。
杉並	○	生活保護受給の有無に関わらず、病院から退院について相談のあった方については、福祉分野・保健分野の職員と一緒に訪問し、退院の支援にあたる取り組みを実施	○	圏域別会議・研修への参加 個別ケースごとに連携（新規事業所への支援含め）
豊島	○	豊島区地域移行支援会議にて連携しているほか、個別のケースごとに対応	○	圏域別会議に参加、都の委託事業者からの情報提供を受けて対応
北	○	個別ケースごとに連携	○	「にも包括の構築」に関する障害福祉課打合せに都や都委託事業所の参加依頼し、専門的な助言を受けている。個別のケースごとに連携。
荒川	○	個別ケースごとに連携	○	個別ケースごとに連携 自立支援協議会地域移行部会での連携
板橋	○	個別ケースごとに連携	○	個別のケースごとに連携
練馬	○	個別ケースごとに連携	○	個別ケースごとに連携
足立	○	個別のケースごとに連携	○	個別のケースごと及びネットワーク連絡会で連携。圏域別会議の参加。
葛飾	○	個別事例の対応 保健センターと生活課との話し合いの場面で制度紹介を行う。	○	必要時連携を行う。
江戸川	○	個別ケースごとに連携	○	個別ケースごとに連携及び連絡会等へ出席
大島				
利島	なし			
新島				
神津島				
三宅				
御蔵島	なし			
八丈	○	個別のケースごとに連携	○	
青ヶ島				
小笠原				

空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

## 4-1 連携体制について②

区・町村名	関係機関のネットワークづくり										活動内容・頻度	
	取組状況	中心的機関	ネットワーク構成機関							その他		
			医療機関	地域活動センター	保健所	訪問看護ステーション	グループホーム等入所施設	障害福祉サービス事業者等				
千代田	○	健康推進課		○	○						区障害者福祉課	年4回連絡会議
中央	○	障害者福祉課	○	○	○	○	○	○				適宜
港	○	みなと保健所 障害者福祉課	○	○	○	○	○	○			東京都立中部総合精神保健福祉センター、家族会、ハローワーク、民生委員、社会福祉協議会、警察、消防、区内関係部署	港区精神保健福祉連絡協議会年1回
新宿	○	保健予防課	○	○	○	○	○	○			(精神保健福祉連絡協議会) 東京都立中部総合精神保健福祉センター、家族会、区内関係部署	・精神保健福祉連絡協議会 年2回 ・精神保健福祉実務担当者連絡会 年1回
文京	○	区、基幹相談支援センター	○	○	○	○	○	○			地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、教育センター、東京都立精神保健福祉センター	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会：年3回程度開催
台東	○	区、基幹相談支援センター	○	○	○	○	○	○				随時
墨田	○	保健予防課	○	○	○	○	○	○				精神障害者地域生活支援協議会において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて検討している。年2回開催。
江東	○	保健予防課 障害者支援課	○	○	○	○	○	○				江東区地域精神保健福祉協議会年1回 江東区地域自立支援協議会精神部年3回
品川	○	区		○	○			○				
目黒	○	生活福祉課・保健予防課 碑文谷保健センター	○	○	○	○	○	○			○	電話連絡とサービス担当者会議（計画作成のため）
大田	○	健康づくり課	○	○	○	○	○	○			学識、当事者、家族会、民生委員、町会	大田区精神保健福祉地域支援推進会議 本会1回、コア会議3回
世田谷	○	健康推進課 障害保健福祉課	○	○	○	○	○	○			区内関係部署、地域包括支援センター、相談支援事業者等	地域移行部会年1回
渋谷	○	地域活動支援センターI型事業所	○	○	○	○	○	○			東京都立中部総合精神保健福祉センター、区生活福祉課	年3回程度
中野	○	保健予防課		○	○	○	○	○			すこやか福祉センター	年1～2回程度
杉並	○	障害者施策課	○	—	○	○	○	○			区委託の障害者地域相談支援センター	地域移行促進部会 年3～4回
豊島	○	地域活動支援センターI型	○	○	○			○			行政機関	連絡会、研修等：年2回
北	○	障害福祉課	○	○		○	○	○			東京都立精神保健福祉センター、生活保護ケースワーカー、当事者、家族、児童相談所等	随時個別支援会議を開催、にも包括構築のための協議の場開催（年2回）
荒川	○	障害者福祉課	○	○	○	○	○	○			警察署・消防署・区役所内関係部署	年3回
板橋	○	基幹相談支援センター	○		○						一般相談支援事業所	年6回程度
練馬	○	障害者地域生活支援センター	○	○	○			○			東京都立中部総合精神保健福祉センター	年3回程度
足立	○	足立保健所	○	○	○	○	○	○			家族会、当事者会等	年2回（令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止）
葛飾	○	保健所	○	○	○	○	○	○			区障害者施策担当、福祉事務所・警察署・消防署等	葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会・部会 年1回
江戸川	○	保健所	○	○	○	○	○	○			区障害者施策担当、福祉事務所・警察署・消防署等	・精神保健福祉協議会 年2回
大島	○	東京都島しょ保健所大島出張所 大島町	○		○	○		○				随時個別支援会議等
利島												
新島												随時個別支援会議等
神津島												
三宅	○	東京都島しょ保健所三宅出張所	○	○	○	○					民生児童委員	年1回
御蔵島												
八丈	○	東京都島しょ保健所八丈出張所	○	○	○	○	○	○				年3回
青ヶ島												
小笠原	○	東京都島しょ保健所小笠原出張所	○		○						警察、東京都小笠原支庁、村役場村民課	小笠原精神科救急患者対策四者連絡会・年1回

空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

## 4-2 相談支援について

区・町村名	計画相談・地域相談について							
	特定相談支援事業 サービス等利用計画		一般相談支援事業				自立生活援助事業	
			地域移行支援		地域定着支援		自立生活援助	
	事業者数	人数	事業者数	人数	事業者数	人数	事業者数	人数
千代田	3	168	0	2	0	1	1	2
中央	9	183	1	1	1	0	1	0
港	14	347	11	1	9	2		
新宿	50	561	4	4	3	34		
文京	13	249	1	1	1	7	0	0
台東	6	197	6	0	4	0		
墨田	10	740	4	7	4	9	1	7
江東	15	603	3	17	3	9	0	0
品川	16	466	1	2	0	0	0	0
目黒	10	321	2	3	2	0	1	3
大田	23	1,345	8	14	6	15	6	23
世田谷	45	1,193	10	11	8	6	1	5
渋谷	43	303	1	1	5	3	2	3
中野	25	1,667	6	8	6	14	1	8
杉並	41	2,864	8	13	6	7		
豊島	9	344	1	23	0	8	1	25
北	21	663	8	7	7	12	1	4
荒川	7	463	2	0	2	23	2	3
板橋	31	834	5	9	6	10	3	38
練馬	28	1,401	13	13	2	2	1	11
足立	15	984	4	28	3	5	3	9
葛飾	13	829	3	13	2	4	0	4
江戸川	39	1,354	6	27	7	97	6	85
大島	2	232	-		-			
利島	-		-		-			
新島	-		-		-			
神津島	-		-		-			
三宅	-	1	-	0	-	0	-	0
御蔵島	-	0	-	0	-	0		
八丈	1	2	-	0	-	0		
青ヶ島	-		-		-			
小笠原	-		-		-			

空白：記入なし      -：該当なし

※ 特定相談支援事業サービス等利用計画・一般相談支援事業・自立生活援助事業（事業者数）：令和3年12月1日現在実績

※ 特定相談支援事業サービス等利用計画・一般相談支援事業・自立生活援助事業（人数）：令和2年度実績

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ

### 4-3 地域生活支援等について

区・町村名	地域生活支援について															
	地域生活支援拠点の整備		居住の場の整備		地域活動支援センターや就労支援のための日中活動の場の整備		社会資源の有無やその役割、機能等に関する実態の把握		措置入院者等退院後支援体制整備事業							
	取組状況	内容	取組状況	内容	取組状況	内容	取組状況	内容	自治体独自ガイドライン		対応実績					
									把握方法	有無	作成年度	把握数	対応数	対応数 再掲		未対応数
ガイドライン支援	通常(47条)支援															
千代田	○	面的整備型として令和5年度整備予定	○	精神障害者グループホーム1か所(開設費・運営費補助)	○	・地域活動支援センターか障害者福祉センターで対応 ・精神障害者対象就労継続支援B型事業所1か所(開設費・運営費補助)	-	障害者支援協議会を活用	-	-	0	0				
中央		面的整備型として整備			○	地域活動支援センターⅠ型1か所	○	自立支援協議会等の活用	-	-						
港	○	面的整備型として実施	○	精神障害者グループホーム3か所	○	地域活動支援センターⅠ型1か所 就労移行支援 6か所 就労継続支援A型 3か所 就労継続支援B型 8か所										
新宿	○	平成29年度開設	○	精神障害者グループホーム(6事業所)	○	地域活動支援センター4か所 就労移行支援事業所22か所 就労継続支援A型3か所 就労継続支援B型15か所	○	精神保健福祉分野の各種ネットワーク会議で情報交換								
文京	○	整備(予定)年度: 令和4年度	○	開設費補助	○	地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ各1か所 就労移行支援事業所1か所 就労継続支援B型事業所4か所	○	自立支援協議会の活用	-	-	19	12	5	7	7	
台東			○	区内精神障害者グループホーム3か所	○	地域活動支援センターⅠ型: 1か所 地域活動支援センターⅢ型: 1か所	○	関係機関連絡会	-	-	59	6	4	2	0	
墨田	○	面的整備型として整備を検討中			○	すみだ地域生活支援センター友の家に委託し実施している	○	令和元年度			21	12	12	3	2	
江東			○	グループホーム: 4事業所(6ユニット)	○	地域活動支援センター: 3事業所 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援: 35事業所										
品川			○	・障害者福祉計画に記載・グループホーム整備費等事業(平成27年開始)	○	地域活動支援センターⅠ型: 1か所 就労移行支援事業所: 8か所 就労定着支援事業所: 4か所 就労継続支援B型: 3か所	○	自立支援協議会等の活用								
目黒	○	平成30年4月開設	○	精神障害者グループホーム3か所	○	地域活動支援センターⅠ型1か所 就労支援移行支援事業所3か所 就労継続支援事業所7か所					7	7	2	5	0	
大田	○	必要な機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の整備	○	区内の精神障害グループホーム: 28か所 グループホーム整備費等補助	○	地域活動支援センターⅠ型2か所 Ⅱ型4か所 Ⅲ型1か所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所	○	自立支援協議会・各ネットワーク会議の活用								
世田谷	○	検討中	○	精神障害者グループホーム14事業所(23ユニット)	○	地域活動支援センターⅠ型2か所 Ⅱ型1か所 就労移行支援事業所 7か所 就労継続支援A型 1か所 就労継続支援B型 27か所	○	自立支援協議会等での情報交換	○	令和2年度	23	22	11	11	1	
渋谷	○	検討中	○	グループホーム6事業所	○	地域活動支援センターⅠ型2か所 就労移行支援 12か所 就労継続支援A型 3か所 就労継続支援B型 7か所	○	自立支援協議会の活用	-	-	8	8	1	7	0	
中野	○	相談、体験の場、緊急時の受け入れ、人材育成などの専門性、地域体制づくりのコーディネイトといった機能を持つ地域生活拠点を、主たる障害が精神障害のGHIに付帯する事業として設置し、委託により運営している	○	主たる障害が精神障害のGHI事業所数7か所、ユニット数11か所、サテライト数1か所、定員合計55人(55室)	○	自立支援協議会、地域移行支援連絡会、地域活動支援センターⅠ型1か所の活用	○	令和元年度			25	17	15	2	8	

○:あり - :なし 空欄:記入なし

### 4-3 地域生活支援等について

区・町村名	地域生活支援について														
	地域生活支援拠点の整備		居住の場の整備		地域活動支援センターや就労支援のための日中活動の場の整備		社会資源の有無やその役割、機能等に関する実態の把握		措置入院者等退院後支援体制整備事業						
	取組状況	内容	取組状況	内容	取組状況	内容	取組状況	内容	対応実績						
									把握方法	把握数		対応数		未対応数	
有無	作成年度	把握数	対応数	ガイドライン支援	通常(47条)支援	未対応数									
杉並		面的整備型として整備し、令和3年度から事業開始		地域移行促進部会にて検討中	○	障害者地域相談支援センター3か所 地域活動支援センター1か所 就労継続A型2か所 就労移行支援事業所7か所 就労継続B型25事業所 *地域生活支援拠点の検討課題として体験の場等について検討中	○	自立支援協議会及び相談支援部会の活用	-	-	20	20	12	8	0
豊島	○	面的整備型として整備中	○	・精神障害者グループホーム 25ユニット： 定員計157人	○	地域活動支援センター I型 1か所 II型 2か所 III型 9か所	○	地域生活支援拠点整備PTを活用							
北	○	令和5年度末整備予定（面的整備型として整備中）	○	・精神障害者グループホーム8か所 ・グループホーム整備費等補助事業	○	地域活動支援センターI型 1か所 就労継続支援事業所 13か所 就労移行支援事業所 8か所 自立訓練(生活訓練)事業所 4か所	○	・自立支援協議会の活用 ・居宅介護事業所へサービス内容に関する調査を実施（報告書として事業所一覧を作成）	○	令和2年度	4	4	4	0	0
荒川	○	面的整備型として整備	○	グループホーム	○	地域活動支援センターI型 就労継続支援事業所など	○	ネットワーク会議 関係機関連絡会など							
板橋	○	整備（予定）年度： 令和5年度 面的整備型として整備	○	精神障害者グループホーム 27か所	○	地域活動支援センターI型・II型、 就労移行支援事業所、 就労継続支援事業所	○	自立支援協議会等を活用							
練馬	○	面的整備型による拠点の運営 令和3年2月に多機能拠点整備型を開設、運営	○	障害者計画に記載 (住まいの場の拡充)	○	障害者計画に記載 (障害者の就労を推進、暮らしを支える介護・援助の充実)	○	精神保健福祉分野の各種ネットワーク会議での情報交換	○	令和2年度	39	39	5	34	0
足立	○	面的整備型として整備し、令和3年度から事業開始	○	障がい福祉計画に記載	○	障がい福祉計画に記載	○	自立支援協議会及び精神保健福祉情報ネットワーク連絡会で情報交換	○	令和2年度	11	11	1	10	-
葛飾	○	障害者施策推進計画に記載 平成30年度～令和5年度	○	障害者施策推進計画に記載 平成30年度～令和5年度	○	連絡会に出席	○	実務者レベルの関係機関連絡会を開催し情報の共有を図る							
江戸川			○	居住支援事業委託3か所	○	地域活動支援センター I型3か所 III型3か所	○	関係機関連絡会	○	令和2年度	11	7	7	11	0
大島															
利島															
新島					○	障害者就労支援事業 就労支援相談員が中心となり 就労の相談に乗ったり関係機関との調整を行う									
神津島					○	地域活動支援センターIII型事業のみ1か所									
三宅					○	地域活動支援センター基礎的事業のみ1か所			-	-	1	1	0	1	0
御蔵島															
八丈		検討中			○	地域活動支援センターII型1か所									
青ヶ島															
小笠原															

○：あり -：なし 空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

#### 4-4 地域移行・地域定着に関する担当窓口

区・町村名	部	課	係
千代田	保健福祉部	障害者福祉課	障害者福祉係
		健康推進課	保健相談係
中央	福祉保健部	障害者福祉課	相談支援係
		保健福祉支援部	障害者福祉課
新宿	健康部	牛込保健センター	保健サービス係
		四谷保健センター	保健サービス係
		東新宿保健センター	保健サービス係
		落合保健センター	保健サービス係
	福祉部	保健予防課	保健相談係
		障害者福祉課	支援係
文京	保健衛生部	予防対策課	精神保健係
台東	健康部	保健予防課	精神保健担当
墨田	福祉保健部保健衛生担当	保健予防課	精神保健係
江東	障害福祉部	障害者支援課	相談支援担当
	健康部（保健所）	各保健相談所	保健指導担当
品川	品川区保健所	荏原保健センター	保健担当者
		大井保健センター	保健担当者
		品川保健センター	保健担当者
	福祉部	障害者福祉	障害者相談支援担当
目黒	健康福祉部	保健予防課	保健相談係
		碑文谷保健センター	保健相談係
		障害者支援課	精神障害福祉・難病係
大田	福祉部	障害福祉課	障害者支援担当
目黒	健康福祉部	保健予防課	保健相談係
		碑文谷保健センター	保健相談係
		障害者支援課	精神障害福祉・難病係
世田谷	世田谷保健所	健康推進課	こころと体の健康担当
	障害福祉部	障害保健福祉課	障害保健福祉
	各(世田谷・北沢・玉川・砧・烏山) 総合支所保健福祉センター	保健福祉課	障害支援担当
渋谷	健康推進部	地域保健課	保健指導主査
		中央・恵比寿・幡ヶ谷保健相談所	
	福祉部	障がい者福祉課	精神福祉係
中野	健康福祉部	障害福祉課	障害者支援係
杉並	保健福祉部	障害者施策課	基幹相談支援係
豊島	保健福祉部	障害福祉課	施設・就労支援グループ
北	健康福祉部	障害福祉課	王子・赤羽障害相談係
荒川	健康部	健康推進課	保健相談担当
板橋	福祉部	板橋・赤塚・志村福祉事務所	障がい者支援係
練馬	健康部	保健相談所	地域保健係
足立	衛生部 足立保健所	中央本町地域・保健総合支援課	精神保健係
葛飾	葛飾区保健所	保健予防課・保健センター	保健予防係・保健センター
江戸川	健康部	保健予防課	精神保健係
大島		福祉けんこう課	福祉医療係
利島		住民課	
新島		民生課	福祉介護係
神津島		福祉課	福祉係
三宅		福祉健康課	福祉係
御蔵島		総務課	民生係
八丈		福祉健康課	障がい福祉係
青ヶ島		総務課	庶務民生係
小笠原		村民課	福祉係

空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

## 第 2 部 特別区・島しょ地域における精神保健福祉の動向

### 第 5 章 精神障害者を対象に含めた障害者の就労支援

- 5-1 精神障害者を対象に含めた障害者の就労支援に関する区町村独自のネットワーク
- 5-2 区市町村障害者就労支援センター及び障害者就業・生活支援センターの取組み
- 5-3 障害者の一般就労への移行
- 5-4 東京都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

### 第 6 章 区町村及び保健所における相談事業等

- 6-1 精神保健福祉保健師活動状況及び保健所デイケア実施状況（令和2年度）
- 6-2 島しょ保健所 精神保健福祉保健師活動状況（令和2年度）





## 5-1 精神障害者を対象に含めた障害者の就労支援に関する区町村独自のネットワーク

区・町村名	「区町村障害者就労支援事業支援拠点」の設置状況		精神障害者を対象に含めた障害者の就労支援に関する、区町村独自のネットワークについて	
	設置の有無	その他	構成機関名	その他
千代田	○		障害者就労支援懇談会（ハローワーク飯田橋、特別支援学校、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所等）、障害者就労地域ネットワーク連絡会（ハローワーク飯田橋、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所等）	
中央	○		中央区障害者就労支援事業所ネットワーク	
港	○		障害者就労支援ネットワーク会議（ハローワーク品川・特別支援学校・就労移行事業所・就労継続支援A・B型事業所等）	
新宿	○		勤労者・仕事支援センター、ハローワーク新宿、東京都立中部総合精神保健福祉センター、地域活動支援センター、就労継続支援A・B型事業所、就労移行支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、東京しごと財団、東京障害者職業センター、障害者雇用実施企業、新宿区	
文京	○		ハローワーク、障害者就労支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、保健サービスセンター、精神科デイケア、特別支援学校	
台東	○		自立支援協議会就労支援部会	
墨田	○		保健センター・就労支援センター・ハローワーク	
江東	○		地域自立支援協議会就労支援部会	
品川	○		品川区就労関係機関連絡会（障害者就労支援センターげんき品川、障害者就労施設、ハローワーク）	
目黒	○		①目黒障害者就労促進連絡会（ハローワーク、商工団体、都立支援学校、工房、区産業経済課） ②目黒区障害者就労支援事業連絡会（障害者、一般区民、企業、就労支援機関等） ③目黒区雇用問題連絡会議（ハローワーク、商工団体、区産業経済課）	④障害者雇用連絡会議（ハローワーク、目黒区、就労支援センター）
大田	○		①大田区就労移行支援事業所連絡会（大田区、障がい者就労支援センター、就労移行支援事業所、公共職業安定所等） ②大田区職場体験実行委員会（大田区、障がい者就労支援センター、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター、精神科デイケア等）	
世田谷	○		①世田谷区就労支援ネットワーク 障害者就労支援センター（しごとねっと〈主に精神〉、すきっぷ就労相談室〈主に知的〉、ゆに〈UN1〉〈主に発達〉）、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、その他支援機関 ②世田谷区障害者雇用促進協議会 世田谷区、商工会議所、青年会議所、特別支援学校、その他機関（区商店街連合会、区工業振興協会、渋谷公共職業安定所、障害者就労支援センター等）	
渋谷	○	障害者就労支援センターがその役割を果たす	自立支援協議会 就労支援部会	
中野	○		なかの障害者就労支援ネットワーク（事務局：中野区障害者福祉事業団）	
杉並	○		・杉並区障害者雇用支援ネットワーク実務担当者会 ・杉並区地域自立支援協議会 働きかたサポート部会	
豊島	○		ハローワーク、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、特別支援学校、就労支援機関等	
北	○		・区内就労支援施設連絡研修会 ・自立支援協議会 就労支援部会	
荒川	○		作業所等経営ネットワーク会議、障害者就労支援センターじよび・あらかわ、自立支援協議会仕事部会	
板橋	○		自立支援協議会就労支援部会（障がい者就労支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、障害者職業センター、特別支援学校等）	
練馬	○		練馬区障害者就労支援ネットワーク会議	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が開催
足立	○		足立区地域自立支援協議会はたらく部会、足立区就労支援ネットワーク（就労移行支援・就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク、社会福祉協議会、区等）、足立区障がい者相互支援ネットワーク会（障がい者作業施設等）	
葛飾	○	障害者就労支援センターがその役割を果たす	①就労支援部会（一般就労分科会、福祉就労分科会） ②精神障害者就労相談支援部会	
江戸川	○		精神障害者就労支援会議、地域活動支援センター（I型）、障害者就労支援センター、ハローワーク、ヤングホットワークえどがわ、東京都立精神保健福祉センター、その他関係機関	
大島				
利島	未定		なし	
新島	未定		なし	
神津島	未定		なし	
三宅	未定		なし	
御蔵島	未定		なし	
八丈	未定		なし	
青ヶ島	未定		なし	
小笠原	未定		なし	

空欄：記入なし

資料：東京都立中部総合精神保健福祉センター調べ 令和3年12月1日現在

## 5-2 区市町村障害者就労支援センター及び障害者就業・生活支援センターの取組

(令和2年度実績)

### (1) 区市町村障害者就労支援センター

①設置 51区市町村

②登録者 29,807人(実人員)

(身体 3,402人・知的 14,751人・精神 11,951人・その他 1,131人) (重複あり)

③就職者 1,850人(実人員)

(身体 152人・知的 863人・精神 941人・その他 31人) (重複あり)

④区市町村別就職者数一覧(令和2年度実績) (単位:人)

区市町村名	支援登録者数	就職者数	区市町村名	支援登録者数	就職者数
千代田	173	14	八王子	1,056	57
中央	222	12	立川	226	25
港	404	22	武蔵野	386	28
新宿	501	35	三鷹	323	16
文京	635	41	青梅	149	39
台東	321	10	府中	415	8
墨田	1,109	69	昭島	170	11
江東	1,358	48	調布	482	53
品川	285	14	町田	1,179	26
目黒	255	31	小金井	143	7
大田	859	65	小平	614	19
世田谷	1,110	59	日野	496	43
渋谷	232	14	東村山	610	47
中野	950	46	国分寺	269	11
杉並	1,232	53	国立	96	12
豊島	1,038	59	福生	154	6
北	1,890	70	狛江	215	20
荒川	623	25	東大和	209	25
板橋	1,055	97	清瀬	227	8
練馬	814	80	東久留米	245	26
足立	1,920	30	武蔵村山	388	44
葛飾	1,156	78	多摩	311	30
江戸川	2,000	172	稲城	297	20
			羽村	147	12
			あきる野	261	34
			西東京	372	52
			瑞穂	138	19
			日の出	87	8
			合計	29,807	1,850

(注) 支援登録者数は実人数

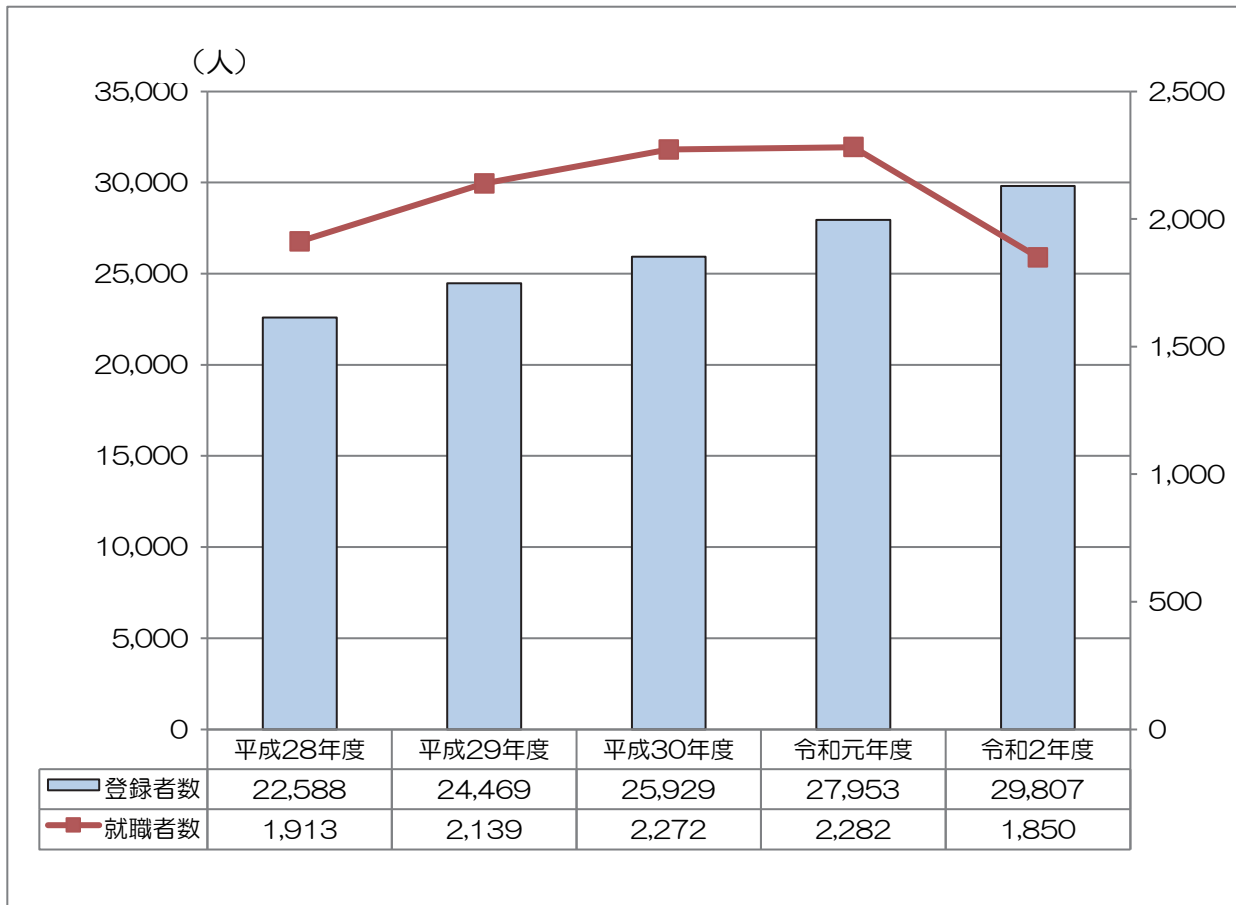
### (2) 障害者就業・生活支援センター(令和2年度実績) (単位:人)

	登録者数		就職者数	
	総数	(うち精神)	総数	(うち精神)
板橋(ワーキング・トライ)	448	392	28	20
世田谷(アイキャリア)	436	324	33	28
国立(オープナー)	381	336	23	20
千代田(WEL'S Tokyo)	685	280	35	16
八王子(TALANT)	557	361	41	15
福生(けるん)	325	185	14	11
合計	2,832	1,878	174	110

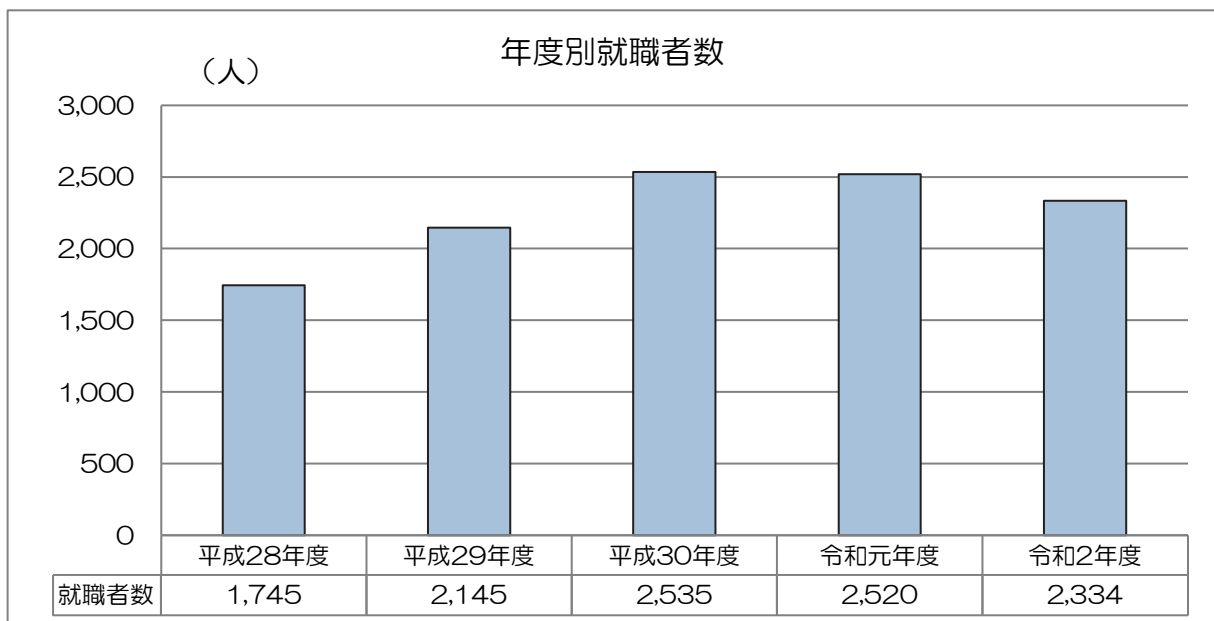
資料: 障害者雇用・就労推進連携プログラム2021, 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

### 5-3 障害者の一般就労への移行

#### (1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労の推移



#### (2) 福祉施設における就労から一般就労への移行



- ※ 就職者数は就労移行等実態調査による。
- ※ 法内事業所（旧体系施設を含む）のみを集計対象としている。
- ※ (2) の就職者数は、各年度調査時点の集計数である。

資料：東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

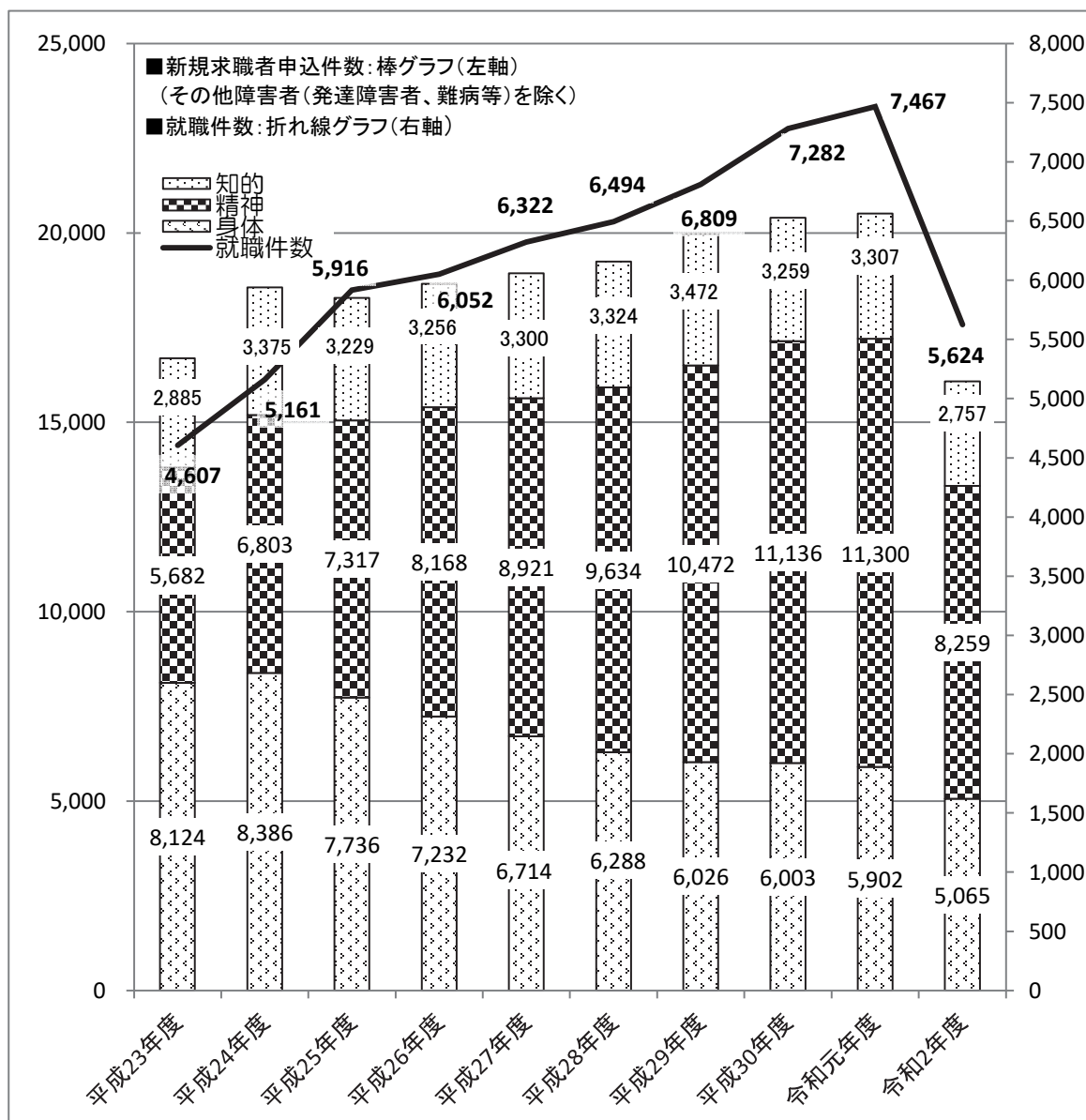
## 5-4 東京都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

○令和2年度における障害者の職業紹介状況等

ハローワークを通じた障害者の就職件数は、5,624件で対前年度比24.7%減と大幅に減少し、平成21年度以来、11年ぶりの減少となった。

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都に発出された緊急事態宣言を受け、事業所の経済活動の縮小も影響して、障害者専用求人は、卸・小売業、宿泊・飲食業及びサービス業といった就職者数の規模が大きい産業における求人数が減少した。

### 新規求職申込件数及び就職件数の推移



引用文献：“令和2年度都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況について”，東京労働局，厚生労働省，令和3年6月25日

## 6-1 精神保健福祉保健師活動状況及び保健所デイケア実施状況（令和2年度）

区・ 町村名	面接相談 延べ件数		電話相談 延べ件数		家庭訪問 延べ件数		関係機関 連絡延べ件数		保健所デイケア 実施状況	
	保健部門	福祉部門他	保健部門	福祉部門他	保健部門	福祉部門他	保健部門	福祉部門他	開催回数	延べ人数
千代田	107	278	1,318	1,459	308	113	1,550	2,201	21	103
中央	192	271	1,337	1,733	148	325	2,316	1,260	—	—
港	3,259	5	6,649	10	758	—	8,544	37	39	348
新宿	2,313	63	8,520	201	1,533	141	13,192	1,249	145	697
文京	580	47	2,105	220	785	131	3,398	570	112	498
台東	506	28	4,157	185	489	106	3,656	308	54	123
墨田	1,140	49	4,539	711	515	149	4,700	896	68	547
江東	2,367	443	10,105	737	1,495	110	5,213	1,317	243	834
品川	854	129	6,053	473	858	300	4,793	1,114	72	1,274
目黒	431	670	3,209	1,356	571	476	2,310	2,381	41	213
大田	2,772	173	13,279	796	1,750	302	9,599	3,796	89	562
世田谷	2,531	521	11,546	571	2,523	1,054	9,068	5,007	214	1,115
渋谷	618		3,207		346		2,427		81	484
中野	716	13	3,934	221	614	9	3,841	357	124	1,398
杉並	2,029	416	7,314	941	1,907	263	8,368	3,616	228	1,247
豊島	318	843	2,540	1,189	175	419	1,311	2,596	—	—
北	983	162	3,504	458	1,011	205	5,662	1,447	—	—
荒川	648	679	2,170	973	622	18	3,574	410	—	—
板橋	1,990	628	11,810	881	1,156	111	9,236	2,896	31	97
練馬	6,240	291	25,375	1,505	3,326	459	19,865	2,747	—	—
足立	4,050	15	22,169	146	2,629	118	20,321	146	101	512
葛飾	1,756	70	7,578	138	1,547	63	12,059	113	—	—
江戸川	2,188	86	9,846	894	1,670	264	11,225	1,216	81	765
大島	21		67		107		80			
利島	127		150		26		60			
新島	127	12	11	20	84	18	32	3		
神津島	14		11		52		97			
三宅	148		222		178		697			
御蔵島	—		—		20		—			
八丈	18	43	34	151	13	109	35	395		
青ヶ島	7		—		3		1			
小笠原	73		87		99		282			

※ 本来、精神保健福祉業務に携わる全職種について計上すべきであるが、ここでは保健師業務を計上した。

※ 保健師活動のうち精神保健福祉に関する相談件数の実績を計上した。

※ 島しょ部の保健所については、6-2 島しょ保健所 精神保健福祉保健師活動状況（令和2年度）P.106を参照のこと。

引用文献：令和2年度保健師の活動状況 東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

## 6-2 島しょ保健所 精神保健福祉保健師活動状況（令和2年度）

保 健 所	精神保健福祉保健師活動状況				専門グループワーク事業 実施状況	
	面接相談 延べ件数	電話相談 延べ件数	家庭訪問 延べ件数	関係機関連絡 延べ件数	開催回数	延べ人数
大 島	50	125	69	282	19	84
利 島						
新 島	16	75	56	199	—	—
神 津 島	42	32	11	138	—	—
三 宅	48	175	61	238	16	42
御 蔵 島						
八 丈	208	472	87	706	12	23
青 ケ 島						
小 笠 原	47	98	74	541	—	—

※平成15年度に「精神保健福祉（一般）相談」が市町村に移譲された。これに伴い、都保健所の社会復帰促進事業（デイケア）は終了となり、平成16年度から地域特性や精神保健福祉の新たな課題に対応する「専門グループワーク」事業を実施している。

引用文献：令和2年度保健師の活動状況 東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

令和3年版 東京都の精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編

令和4年3月発行

登録番号3(12)

編集・発行 東京都立中部総合精神保健福祉センター  
広報援助課 計画調査担当  
東京都世田谷区上北沢二丁目1番7号  
電話 03-3302-7702 (直通)

印刷 株式会社まこと印刷  
東京都港区虎ノ門三丁目19番7号  
電話 03-6230-9590



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。